

福井市越美北線利用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、越美北線を利用した者に対し、福井市越美北線利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、越美北線の利用促進を図ることを目的とし、その交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、乗車券とは、越美北線及びハピラインふくい線（福井駅と越前花堂駅に限る）区間の乗車券とする。ただし、ハピラインふくい線福井駅から越前花堂駅までを区間とする乗車券を除く。

(助成対象)

第3条 助成金交付の対象は、乗車券を購入した次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者で構成する3人以上の団体
- (2) その他市長が適当と認めた団体

2 助成の対象となる乗車券は、令和7年4月1日から令和8年3月12日までの間に購入したものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、乗車券購入費の2分の1相当額とする。ただし、補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額とする。

(申請及び申請期間)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により福井市越美北線利用促進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 助成金の申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月12日までとする。

(助成金の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出を受けたときは、規則第4条及び第12条の規定により速やかに助成金の額を決定し、確定しなければならない。

2 市長は、前項において助成金の額を決定し、確定したときは、福井市越美北線利用促進助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、助成金の交付を申請した者に

通知するものとする。

(利用証明)

第7条 第5条の申請をしようとする者は、購入した乗車券又は領収書の写しを提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、第6条の通知を受けた者の代表者に対し交付する。

(購入手続き等)

第9条 乗車券の購入は、助成金の交付を申請しようとする者において行うものとする。

2 購入した乗車券は、転売その他不正の手段に用いてはならない。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、申請に虚偽又は不正があったと認めるときは、第6条の規定による交付決定及び確定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した助成金については、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。